

雫石町競争入札参加資格者 指名停止措置状況【令和8年5月12日現在】

番号	名称	所在地	概要	指名停止の理由	措置内容	措置開始日	措置終了日	登録業種
1	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号	独占禁止法違反	東海旅客鉄道(株)管内における跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日付けで公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。	指名停止 6月	令和8年 1月10日	令和8年 7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・測量 ・建築 ・土木 ・地質
2	下館建設株式会社	岩手県久慈市長内町24-162	労働安全衛生法違反	令和7年10月24日に下請として入場した盛岡市発注の「普通河川古館川災害復旧工事」の現場において、地上から高さ3.25メートルの排水管の上から作業員1名が転落して重傷を負い、当該事故に関し、令和8年3月10日、該当会社及び該当会社の従業員が労働安全衛生法違反の罪により盛岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる。	指名停止 1月	令和8年 5月12日	令和8年 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・建築 ・土木 ・とび土工 ・管 ・鋼構造物 ・舗装 ・塗装 ・解体